

学童多の改善求め“さいたま地裁”に提訴

さくら咲く中での「住民監査請求」（3月18日）から、またたく間に梅雨空のもとでの「住民訴訟」へとすすむことになりました。6月11日（金）、私たちは春日部市長を被告にして、春日部市が（株）トライグループに指定管理の協定書・仕様書どおりの常勤支援員配置を行うように求める住民訴訟を起こしました。

この間、市はトライへの改善指導を怠ったことを隠すために、常勤支援員の定義変更という「すりかえ」を行いました。また、住民監査では、委員の意味不明な論旨により請求が「棄却」され、不誠実な姿勢にはがっかりさせられました。

しかし、放置すれば他自治体の学童事業にもマイナスになりかねません。50年前に父母が自前で苦労してスタートし、市や県への要望を重ねて、せっかく到達した春日部学童事業の水準は市民・市内労働組合の力で守るしかありません。

幸い、熱心で強力な弁護団のお力添えをいただき、地方自治法第242条の2の定めにもとづいて、春日部市長を被告とした訴状を提出することができました。

子ども達の健全育成と父母の働く環境守って
支援員の労働条件と保育の熱意を大切に

なぜ、住民訴訟を起こしたの？

①トライ社は常勤支援員欠員のまま事業実施

春日部市は2年前の2019年4月1日から市内40か所の放課後児童クラブ（学童保育）の運営をトライ社に指定管理者制度によって行わせていました。

ところが、事業を受託したトライ社は「契約書」にあたる「指定管理基本協定書」（以下「協定書」）を遵守せず、日々の保育で大切な児童の発達を見極めて援助する「常勤支援員」を協定書の3割も欠員（93名が64名のみ）にしたまま事業を行って来ました。

また、市は私たち（原告）の協定書違反の指摘と保育の質の維持を求めた改善要請に応えず放置を続けてきました。

②「常勤支援員」の定義を変更して現状追認

そして、市とトライ社は「協定書」にもとづく常勤支援員を確保できないことから、逆に「協定書」の「常勤支援員」の定義を、国・県等が支援員配置状況調査で参考にしている「1日6時間以上勤務」さえも下回る「1日3.5時間勤務」で「常勤」とする協定書の解釈変更を行って欠員を隠し、



さいたま地方裁判所前にて。左下の大きな唐草風呂敷が訴状。

トライ社の対応を追認してしまいました。

③子ども達には「常勤」と登室時間帯の「非常勤」が必要

発達盛りの子ども達は日々生きいきと変化をします。1つの単位で50人を超えるクラスも多数あります。子ども達の放課後を想像してください。

「密」にふれ合って、学校とは違って家庭にいるのと同様に様々に自由な時間を過ごします。子ども達の家庭事情も様々です。育児放棄や家庭内暴力が心配な子もいます。アトピーの子、アレルギーの子、障害を持つ子もいます。些細なことでのケンカは日常茶飯事です。

その子ら全ての状況や性格を常勤も非常勤も支

援員が情報交換し、対処策を相談しなければクラス運営はできません。当然、学校や児童行政機関との情報交換や対処策協議も必要です。したがって、子ども達が登室している「3.5時間の勤務」を「常勤」としたのでは必要な安全確保と発達援助は出来ません。（子ども達の登室時間は、平日は2時30分頃から19時の4時間以上、土曜等は7時30分から19時の長時間に及び、それ以外に準備時間が必要です）

この間のコロナウイルス感染拡大のもとでは「施設・備品消毒」から「密を避けるための準備作業」もあり、とても「1日3.5時間勤務」で「常勤」とするような支援員の位置づけでは保育の質は守れません。常勤、非常勤にかかわらず、支援員の仕事の実態をあまりにも軽視しています。

強力弁護団の紹介

- 埼玉東部法律事務所
 弁護士 佐々木新一 先生
 弁護士 井上あすか 先生
 弁護士 石川智也 先生
 弁護士、古谷直樹 先生
- 独協地域と子ども法律事務所
 弁護士 柳重雄 先生
- 浦和シティ法律事務所
 弁護士 中山福二 先生
- 埼玉中央法律事務所
 弁護士 石川智士 先生
 弁護士、小内克浩 先生
- 川口幸町法律事務所
 弁護士 野本夏生 先生

短時間勤務でもその分人数を・・・それでは守れない保育の質増やせばいいのでは？

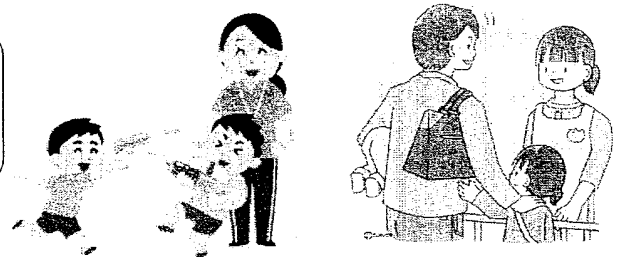
放課後児童クラブは子どもたちの「生活の場」であり、「成長の場」でもあります。家庭に代わる場所として、子ども一人一人の性格や感情の機微などに配慮し、毎日その様子に目を配りながら適切な対応が求められます。多いところでは70名にもなる児童クラブの中で、複数の常勤支援員が共通認識を持ち、意見を交わしながら保育にあたる必要があります。所謂「保育の準備」をする時間がとても重要なのです。

12:00～14:30 子どもたちの登室前



子どもの様子を相談、学校との連携、
 お便り作成、事務処理、保育計画、行事の準備、...

14:30～19:00 保育時間



出欠確認、健康観察、遊び、おやつ、宿題、
 お話し、行事、トラブル対応、お迎え対応、...

募集時
 応募時に

市は常勤支援員を求め、トライ社は「十分できる」と提案したはず

そもそも、トライ社自身が2018年の指定管理者応募に際して「支援員確保は十分にできる」「常勤支援員93名配置する」と提案し、1日6時間以上を勤務する従業員就業規則まで定めています。トライ社を指定管理者に指定するには複数他社とのプロポーザルが行われて決定されています。実態が合っていないから後で「協定書」を変えて辻褃を合せようとする市とトライ社の姿

勢は競争入札制度における他社への公平・公正性をも欠くこととなります。こんな事態が放置されれば、市が行う請負契約や指定管理者事業に規律は無くなってしまいます。

トライ社が受託する前は（社福）春日部市社会福祉協議会が担っており、支援員の勤務を市の正規職員の勤務時間（1日7時間45分）とほぼ同様にしていました。その水準を低下させ、保育の質を

後退させる事態を市民として見過ごすことはできません。以上の事情から訴訟に踏み切ることになりました。

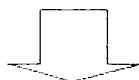
訴訟の前に自主的改善を求めたのに！

私たちの目的は、子ども達の発達保障、父母の働く環境保障、常勤・非常勤の支援員の労働条件の向上と、支援員としての熱意を大切にしたいということです。

だから、訴訟の前に、市に改善を要望し、抗議もし、住民監査請求も2020年と2021年の2回にわたって行いました。しかし、少しでも改善に向かうどころか指定管理協定書・仕様書の趣旨を「すりかえる」後退ばかりしているのです。

結局、市政内部で自浄作用を発揮することができませんでした。こうした場合は「住民訴訟」を起こすことができる（地方自治法242条の2）ことから、次の組み立てで裁判に訴えることにしました。

「常勤」を「非常勤」に変えた利益の返還を市がトライ社に行うように求める



判決が出れば、市が返還を求める 結局、トライは常勤支援員を配置する

具体的には、①2019年度の欠員により、トライ社が不当に得た利益は1,944万円とし、その返還を（被告）春日部市長がトライ社に請求するように求めました。そのことで、基本協定書に則った放課後児童クラブ運営が行われるはずですが、②2020年度の欠員では、トライ社が不当に得た利益は1,552万2,000円とし、その返還を（被告）春日部市長がトライ社に請求するように求めました。

なお、2020年度には市とトライ社で基本協定書の解釈変更を行ったことから、その一方の当事者である市長の責任も免れず、市長としての石川良三氏に同額の請求を行いました。

提訴までの経過

- 2018年6月15日 春日部市が「募集要項」を定め、放課後児童クラブ指定管理者募集開始
- 同 9月下旬 トライ社、他2社がプロポーザル方式で競争して提案
- 同 10月 トライ社の「提案」が優れていたということで指定管理者候補者となる
- 同 12月 市の説明（トライ社の提案）をもとに春日部市議会がトライ社を指定管理者として議決
- 2019年4月1日 トライ社による放課後児童クラブ指定管理者事業開始
- 同 5月頃 支援員から欠員の情報が多数入る
- 同 8月2日 市長あてに春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会として「放課後児童クラブ常勤支援員の欠員に対する抗議文」を提出
- 2020年5月26日 第1次の住民監査請求を行う
- 同 7月22日 上記の請求が棄却される
- 2021年3月18日 第2次の住民監査請求を行う
- 同 5月12日 上記の請求も棄却される

訴訟当日に記者会見も行いました

コロナ感染防止対策もあって、記者側からは「30分程度でお願いします」と言われていたのですが、東京新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、埼玉新聞、サンケイ新聞、共同通信、時事通信が参加していただき、質問が続出して1時間を超える会見になりました。関心の高さを反映しています。記事は次ページのとおりです。

今後、様々なとりくみを予定しており、みなさんのご支援をお願いします

学童保育の歴史と未来を守る春日部市民の会ニュース

〒344-0065 春日部市谷原1-12-2 埼玉葛教育会館内 春日部労連気付

電話 運動問合せ:048-763-4849 訴訟問合せ:048-866-0661 メール kadoi@ltj.co.jp

発行 2021年6月16日 NO. 2

ホームページはこちら ↑



埼玉 6/12

学童支援員不足で 100万円求め住民訴訟

春日部

春日部市の学童で市が事業者に不当な人権費を支払ったとして、児童の保護者ら市民12人が11日、市を相手取り2年度分計約3496万円の損害賠償請求をさいたま地裁に起した。

訴状によると、2019年度と同20年度、学童の運営を巡り、常勤支援員の数が不足していたにもかかわらず、市が欠員分の人権費を事業者側に余分に払ったと指摘。欠員分の人権費19年度分1944万円、20年度分約1552万円分、計約3496万円を事業者に請求するよう市に求めている。

同市の学童は、それまで市社会福祉協議会が運営していたが18年に撤退。市は10年から、市内学童40カ所の指定管理をトライグループに委託した。原告は今年3月、市に対し、住民監査請求をしたが、棄却されていた。

原告の一人で市内に住む土井幹夫さん(56)は、学童の運営を巡り、民間委託に関する問題が各地で広がっている問題と強調。「社協すら無理だったものを企業ができるか不安だった。市がきちんと支援員の体制が取れるように対応しなければならぬ」としている。

(保坂直人)

埼玉 6/12 学童保育 春日部市を住民提訴 人件費3500万円請求を

春日部

放課後児童クラブで春日部市が運営委託先者に不当に高い人件費を支払っているとして、利用児童の保護者らが11日、市を相手取り、運営委託先のトライグループ(本社・東京都)に約3500万円を請求するよう求める住民訴訟をさいたま地裁に起した。

訴状などによると、市は2019年度から市内40カ所の放課後児童クラブの運営をトライグループに委託。基本協定書では19、20年度に常勤支援員の人数が確保されていないにもかかわらず、19、20年度に委託料を満額支払ったのは不当としている。

(杉原雄介)

勤支援員を90人以上配ると主張。市は「訴状が届いていないので、コメントできない」としている。原告らによる市民団体「学童保育の歴史と未来を守る春日部市民の会」の土井幹夫さん(56)は11日に記者会見し、「民間委託は各地で増えており、春日部市だけの問題ではない。行政はしっかりと監視してほしい」と強調した。

【大平明日香】

6/14 東京

児童クラブ業務委託料 過大支払い主張 春日部市を提訴 市民団体

春日部市が放課後児童クラブの指定管理者の企業に過大な委託料を支払っているとして、市民団体のメンバー12人が11日、企業に約三千五百万円を請求するよう市に求める住民訴訟を、さいたま地裁に起した。

訴状などによると、市は二〇一九年四月、市内四十カ所の放課後児童クラブの管理運営業務を東京の企業に委託。市が委託の条件と

6/12 産経 春日部 事業改善求め住民訴訟 放課後児童支援員3割欠員

春日部

春日部市の放課後児童クラブ指定管理者事業をめぐり、トライグループ(東京都千代田区飯田橋)が常勤の放課後児童支援員の定員の約3割を欠員し、非常勤の支援員で補填した状態で運営してきたとして、住民幹夫さん(56)は「子供たち12人が11日、事業の改善を石川良三市長に求めるなど住民訴訟をさいたま地裁に起した。」

訴状によると、令和元年11月時点で29名、2年7月時点で24名の常勤支援員が不足していたという。原告団の一員で市民団体「学童保育の歴史と未来を守る春日部市民の会」の会員、土井幹夫さん(56)は「訴状が届き次第内容を精査して対応したい」と話した。